

規定の改正等について

以下の規定につきまして、2023 年 4 月 17 日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定（2023 年 4 月 17 日）

条項	改正後	改正前
第 2 条	第 2 条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。 ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JA の投信つみたてサービス」取扱規定 <u>⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定</u>	第 2 条（投資信託総合取引の利用） お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。 ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JA の投信つみたてサービス」取扱規定 <u>(追加)</u>

以 上

2023 年 4 月 17 日
茨城県信用農業協同組合連合会